

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(目的)

宇和島市発注工事において、受注者における「段階確認等に伴う手持ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を必要とする作業において遠隔臨場を適用し、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行の確保を図るもの。

(適用)

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「愛媛県土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合に適用する。

(対象工事)

遠隔臨場に必要となる機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を対象とする。

(入札公告等)

対象工事については、入札公告の個別事項等の（その他）欄に以下を追記する。

「この工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和7年4月1日制定）の対象であり、使用する機器構成と仕様、段階確認等の実施及び記録と保存及びその他の取扱いについては、準用する「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（愛媛県土木部）」の規定による。」と明示すること。

(費用の負担)

試行にかかる費用の負担については、以下のとおりとする。

【費用の算出方法】

試行にかかる費用については、変更請負契約時において技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上する。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざる得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

ただし、遠隔臨場試行工事以外において、受注者の希望により遠隔臨場技術の活用を行った場合は、全額を受注者の負担とする。

<費用のイメージ>

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料等）

<留意点>

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は受注者から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・従来の費用と分離して計上することが困難なものは積上げ計上の対象外とする。
- ・通信費、その他（ライセンス代、使用料等）については、当該工事以外と共有して利用するものは、費用を計上しない。

(実施推進のための措置)

建設現場の遠隔臨場技術を活用した場合、創意工夫における【その他】「その他」において評価するものとする。その他に記載する理由は、「ICT活用により生産性向上に積極的に取り組んでいる」とする。

なお、遠隔臨場試行工事以外において、受注者の希望により遠隔臨場技術の活用を行った場合も同様の取扱いとする。

(効果の把握)

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、アンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

(その他)

本要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるほか、準用する「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（愛媛県土木部）」の規定による。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。